

災害等における緊急放送に関する協定

旭川市（以下「甲」という。）と、株式会社アイケム（以下「乙」という。）は、災害等における緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に基づき乙が行う緊急放送を通じて広く市民に情報伝達を行うことで、災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 災害等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条に定める武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び同法第25条第1項に定める緊急対処事態をいう。
- (2) 緊急放送 前条の目的を達成するため、他の放送に優先して災害等に関する情報を放送することをいう。

（緊急放送の要請）

第3条 甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対して放送要請書（別記様式）により放送を要請することができる。ただし、緊急の場合は口頭で行うことができる。

（緊急放送の実施）

第4条 乙は、甲から緊急放送の要請を受けたときは、他の放送に優先して放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては防災監、乙においては営業主任とする。

（費用）

第6条 甲の要請に基づく緊急放送に係る経費は、乙が負担するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれから

も文書によるこの協定の終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため、この証書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月15日

甲 旭川市
旭川市長 西川 将人



旭川市6条通8丁目37番6号
乙 株式会社アイケム
代表取締役 敦賀 幹夫

